

H30.7月豪雨で被災された農家の方への支援について（速報版）

※具体的な内容が固まり次第、随時お知らせいたします。

- ✓ この度の豪雨による水害被害を受けた農業用施設や農業用機械の取得・修繕後、農業を継続される方に対する支援です。
- ✓ 各種支援の手続きに被災証明・り災証明が必要です。
- ✓ 農業用施設・農業用機械の被害状況がわかる写真の撮影をお願いします。すでに修理等をされている場合は、見積書／発注書／納品書／請求書／領収書などの書類の保管をお願いします。

農業用機械の取得，修繕

内 容：農業用機械の取得、修繕の費用を助成します。ただし、取得は被害前と同程度のものに限りま

農家負担：未定



刈り取りの代行【水稲】

内 容：そうじゃ地食ベ公社が、水稲の刈り取り、乾燥、とうすを行います。

農家負担：なし（ただし、災害により刈り取りができなくなった地域に限ります。）



農地の復旧

内 容：農地に流入した土砂・流木の除去、農地の復旧を助成します。

農家負担：国庫補助残の1 / 10

※国庫補助率は未定です。

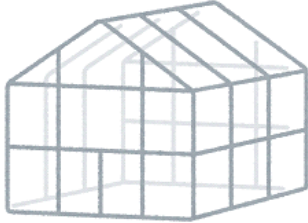
農業用施設の撤去



内 容：倒壊した農業用施設（ビニールハウスなど）の撤去を助成します。

農家負担：未定

農業用施設の取得、復旧



内 容：農業用施設（ビニールハウスなど）の取得、復旧、修繕に必要な資材の購入の費用を助成します。また、農産物の加工に必要な施設の取得、復旧、修繕に必要な資材の購入の費用を助成します。ただし、取得は被害前と同程度のものに限りです。

農家負担：未定

防護柵



内 容：イノシシ等の防護柵の再整備を助成します。

農家負担：未定

お問合せ先 総社市役所 農林課

TEL (0866) 92-8271